



感染症(新型コロナウイルス)対応 教育講習及び作業責任者証の有効期限切れに対する特例措置について

主旨) 新型コロナウイルス対応の一環として、TMK構内における感染予防を図るべく多人数で集まる下記教育講習についての検討と資格更新ができない事態が想定される作業責任者証の有効期限について特例措置として下記の様に対応致しますので、ご連絡致します。

政府ならびに感染罹患者の国内動向(トヨタグループ含む)を受け、福岡県労働基準協会等の各種教育機関が一斉に教育を取り止める様な事態に転じた場合は、本教育講習の進め方を再度検討。作業責任者特例措置についても感染症対応状況を鑑み、期間の延長等については別途連絡

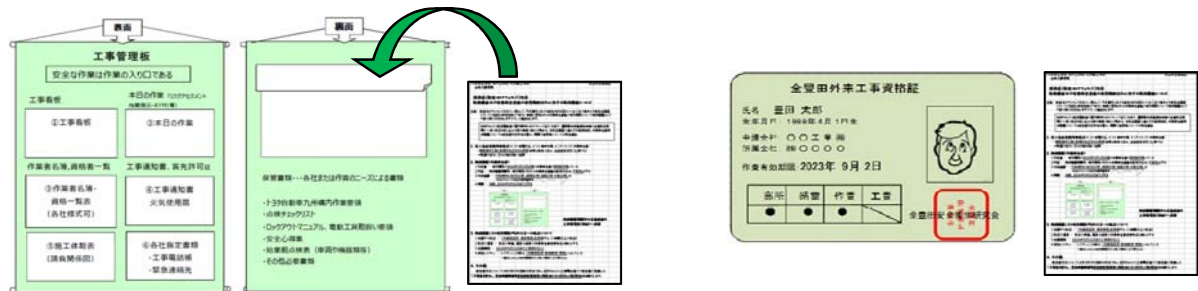
1. 仕入先各社様対象教育(4/14:感電防止、4/14:高所作業、4/15~4/16:作業責任者)
▼**春期連休工事に影響が出る方のみ受講**(会場は換気に努め、各自感染予防に心掛ける)
⇒影響の出ない方は次回以降へ延期

2. 特例措置(作業責任者)

- 1)対象者 : 有効期限が**2020年3月1日以降**の作業責任者の**資格を所有**している
- 2)内容 : 特例措置期間中、有効期限が切れた作業責任者証を暫定対応として「**有効**」とする
- 3)対象範囲 : **TMK構内における工事(宮田工場・苅田工場・小倉工場)※**
※トヨタグループ各社共通実施事項
- 4)期間 : **当面、2020年5月31日までとする**
- 5)特例措置時の対応 : 工事管理板への本書面保管もしくは作業責任者証とあわせて携帯

①本連絡書を工事管理板(裏面)へ本書面保管

②作業責任者証とあわせて本書面携帯



3. 特例措置により有効期限が切れた方への教育について

- 1)受講する教育 : 「**作業責任者 更新教育**」を受講する。〔6時間以上の教育〕
- 2)教育の運営 : 教育の実施、運営は通常の作業責任者更新教育と同じとする
- 3)受講期限 : **2020年5月31日までに受講すること**
- 4)資格システム : システム入力時は、「**作業責任者“新規教育”受講**」※として入力
※現行システムは有効期限切れに対して更新入力不可のため

4. その他

・感染症対応についてはまだまだ不透明な状況であり、社内ならびに工事関係者にて感染症が発症した場合も想定し、工事計画部署は**余裕を持った工事計画と漏れなく適切な対応・調整**をお願いします。